

番号	質問内容	回答
1	契約書(案)第2条に「乙の電気需給約款（中国電力管内）（以下電気需給約款）という。）に定める燃料費調整額、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成し～」とあり、第2条4項に「燃料費調整額、市場価格調整単価及び再生エネルギー発電促進賦課金は、一般配送事業者が定める供給条件等によるものとする。」と記載があるのですが、燃料費調整額は契約書（案）第2条4項の一般配送電事業者の最終保証供給約款を適用するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
2	※一般配送電事業者を適用の場合 契約期間中は、一般配送電事業者の供給開始時の約款に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません
3	※一般配送電事業者を適用の場合 弊社が落札となった場合、一般配送電事業者が公表している燃料費調整単価とその他調整額（市場価格調整単価等）を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
4	電気・ガス価格激変緩和対策措置や猛暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお取引となります。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
5	郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	承知しました
6	弊社では仕様書や契約書（案）に記載が無い場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
7	現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	仕様書記載のとおりです
8	現在の計量日をご教示ください。	毎月1日です
9	現在の電力供給会社をご教示ください。	四国電力(株)です
10	弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	承知しました
11	弊社では請求書を受領していただいてから30日以内のお支払いをお願いしておりますがご対応いただけますでしょうか。	承知しました

12	弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
13	実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含む）は小数点第2位まで保持し（小数点第3位以下切捨て）、再生可能エネルギー発電促進付加金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	承知しました
14	保証金に免除に該当となるには、どのようなお手続きでご判断いただけるのでしょうか。岡山県財務規則に該当の実績でご判断いただける場合、以下の内容をご教示いただけますでしょうか。 ①「過去2年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。 ②「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報（契約電力・電力量・契約金額等）を基準として判断されますか。 ③免除の為の資料として必要な提出書類はございますでしょうか。（契約書の写し等）	①契約締結日を起点として過去2年間となります。 ②契約電力・電力量を基準とします。 ③契約保証金の免除に必要な書類は、国や他の自治体等との電力調達の契約書で、相手方、使用電力予定量（同程度）が分かるものを想定しています。黒塗りが一部あっても問題ありません。 なお、入札保証金については、財務規則第133条三号の場合、岡山県の参加資格を有していれば、特に提出物等はなく免除です。
15	発注者側による諸事情により契約途中での解約等が発生した際に、事前に仕様書、契約書等に記載の無い場合、違約金の発生が生じる可能性がございますが、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
16	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	No.8、No.9のとおりです
17	仕様書には自動検針装置は「無」とありますが、設置予定はございますでしょうか。	ありません
18	設置予定がある場合、事前協議等はすでに完了しておりますでしょうか。	
19	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力（kw）、使用予定期間を教えてください。	ありません
20	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	問題ありません
21	入札額の算定時の率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	お見込みのとおりです
22	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札付属書（積算内訳書）に記載する単価は税込単価としてください。なお、内訳書には割り戻しのセルがあるため、税込み単価を入力すると、自動的に税抜きの価格（参考金額）が積算されるようになっています。
23	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	指定はありません

24	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	可能です
25	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	問題ありません
26	ダウンロード可能な請求書へは請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
27	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました
28	請求の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	承知しました
29	契約書に記載の契約単価も【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました
30	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	承知しました
31	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①. 施設別 ②. 一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	②
32	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
33	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
34	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません
35	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です
36	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応できません
37	「30分値データ」等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	可能です

38	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	
39	入札保証金免除・契約保証金免除を希望しております。過去二年間の契約実績を2件提出した場合に免除可能か否かの結果のご連絡はどのような方法で何時頃ご教示いただけますでしょうか。	免除不可の場合のみFAXにて連絡します。
40	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	ありません
41	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	10月頃、中国電力部分の機器交換予定
42	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	承知しました
43	開札時の立会いは必要でしょうか。	必要ありません
44	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	結果は後日HPでのみ公表します。
45	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です
46	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切捨てる認識で問題ないでしょうか。	No.22のとおり
47	内訳書の記載に関して、基本料金単価や料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	内訳書は小数点以下2位までの表記になっています。
48	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
49	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含まない、で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです
50	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発促進職課金を含まない、で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです

51	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本料金 = 契約電力×単価×力率 (小数点3位以下切り捨て) 2. 電力量料金 = 使用電力量×単価 (小数点3位以下切り捨て) 3. 燃料費等調整 (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量料金×単価 (小数点3位以下切り捨て) 4. 再エネ賦課金 = 使用電力量×単価 (円未満切り捨て) <p>※③④は入札時の算定に含む場合</p> <p>5. 月合計 = 【①、②および③の料金の合計 (円未満切り捨て)】 + ④</p> <p>税込総額 → 税抜総額に割り戻す場合</p> <p>6. 入札金額 = ⑤×100/110 (円未満切上)</p>	<p>端数処理については、入札付属書に入力して処理してください。</p>
52	<p>内訳書の封入方法について、入札書と同封する際、ホチキス等による留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。</p>	<p>指定はありません</p>
53	<p>入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。</p>	<p>No.20のとおり</p>
54	<p>弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。</p>	<p>本入札は郵便に限定しているため、再入札となった場合は別日程で実施します。辞退される場合は、その際に辞退届を提出してください。</p>
55	<p>現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設定のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力 高圧電力等</p>	<p>四国電力(株) 業務用電力</p>
56	<p>本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。 ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予定していません</p>
57	<p>本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。 ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>予定していません</p>

58	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございませんか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量性契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) 契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) 契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求の契約電力となります。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)</p>	<p>予定していません</p>
59	<p>請求書の表記について、</p> <p>【繰上検針(計量日1日)の場合】</p> <p>弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。</p> <p>また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針(計量日1日以外)の場合】</p> <p>弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。</p> <p>また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p>	<p>問題ありません。なお、現時点の検針日は1日です。</p>
60	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。</p> <p>※入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>※現在の中国エリアの最新の適用年度は2025年度のため、契約期間中はこちらを適用とする想定です。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません</p>

61	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるために協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です
62	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8～10営業日迄に発行させて頂き、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました
63	支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内） 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2～15日）と翌月27日（16～31日）にお振込	承知しました
64	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。 お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	問題ありません
65	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	現在、口座振替にしています。 落札決定後、協議の上、決定します。
66	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】 分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	分割振込（請求）は予定しておりません。
67	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	基本的には別添4（契約書案）に沿った契約書を締結させていただく予定ですが、協議することは可能です。 契約書にない細目的事項に関しては協議の上、決定させていただきます。
68	契約書の取り交わし（双方押印・原本到着）期日はございますでしょうか。※落札者決定日から〇〇営業日以内等 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂数することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。（契約締結日は指定いただけます。）	期限の設定はしておりませんが、納入期間の開始前までには契約締結を行う必要があります。
69	協議制契約（500kW）の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	500kW以上の協議制契約については、現時点では、契約電力の変更の予定はありません。

70	<p>入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。※参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など</p>	<p>契約保証金の免除に必要な書類は、国や他の自治体等との電力調達の契約書で、相手方、使用電力予定量（同程度）が分かるものを想定しています。黒塗りが一部あっても問題ありません。</p> <p>なお、入札保証金については、財務規則第133条3号の場合、岡山県の参加資格を有していれば、特に提出物等はなく免除です。</p> <p>また、契約保証金免除に係る書類は落札決定後速やかに提出してください。</p>
71	<p>【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・岡山県財務規則に記載のある「当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、岡山県以外の地域における実績でも該当する、という認識でよろしいでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。もしくは履行済みの者に限りませんか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。 	<p>岡山県財務規則第155条第3号での免除に係る運用については、契約締結時点を起点として過去2年間の国や自治体等との契約実績が対象となりますが、具体的な契約保証金免除の可否については、落札決定後に提出された書類を基に判断させていただきます。</p>
72	<p>契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。また、納付手段としてはどの方法が望ましいでしょうか。下記に例を記載いたします。</p> <p>例 納付書、インターネットバンキング、ATM支払い、ペイジー等</p> <p>なお、納付書支払いの場合、社内申請から手続きの関係で、最短13営業日ほどお時間がかかることが想定されます。</p> <p>指定の期日までに支払いをすることが困難な場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。加えて、返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますので、できる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。</p>	<p>契約保証金の免除を受けられなかった場合は、落札決定の通知を受けた日から14日以内の納付が必要です。</p> <p>ただし、契約保証金の納付期限日が休日に当たるときは、休日の翌日をその期限とします。</p> <p>また、契約履行の検査の終了後、岡山県財務規則に伴い還付いたします。納付手段は納付書になります。</p>
73	<p>環境配慮条件に関する点数等報告について、報告書の作成における配点表等が記載された「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の資料がございますが、こちらに記載されている数値の算出に必要な「各用語の定義」を頂くことは可能でしょうか。</p> <p>算出に必要な算定方式等の根拠が記載されているものになります。</p> <p>御社内でご用意がない場合、環境省のHPに掲載されております「各用語の定義」を参照しても問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません</p>

74	開札後の結果公表について、弊社が落札した場合、あるいは他社様が落札となった場合の通知方法や通知時期はどのように予定しておりますでしょうか。	結果は後日HPでのみ公表します。 落札者には、直接連絡をします。
75	仮に貴社質問回答内容によってこちらで判断つかない、あるいは回答内容に関して追加で確認・すり合わせさせていただきたいという場合もあるかと思いますが、その場合における追加問い合わせ（電話またはメール）をさせていただくことは可能でしょうか。	FAXのみで受け付けます
76	本質問書における御社の回答形式はどのような方法を予定しておりますでしょうか。 FAX回答、メールによる回答、HPにて公表等 また、回答いただく日時は9月以降だと想定しておりますが、9月の何日の何時頃が目安となりますでしょうか。 ※以前お電話で伺いました際、質問書内に記載するようご指示がありましたので記載しております。	HPにて公表 9月初旬に回答予定
77	岡山県の入札参加資格者名簿に登録されている受任者にて入札参加する場合、入札参加申出書等の事前提出書類および、入札書の代表者職氏名は、受任者名の記載押印で問題ありませんか。 その場合、委任状の提出は不要との認識で相違ありませんか。	お見込みのとおりです
78	参加資格書類の提出方法ですが、入札書の提出方法と同様に郵送での提出としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
79	入札結果について、入札説明11（6）に「入札者及び落札者の名称並びに入札金額を公表する。」とありますが、単価の公表についてはなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです
80	仮に当社が落札した場合、契約書（案）別添4の上部にある通り、内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	契約書の内容については、落札決定後、双方協議の上、決定させていただきます。
81	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	No.80のとおり
82	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札決定後に落札者が指名停止となった場合、債務が履行される見込みがない等の理由が無い限り、落札者とします。
83	入札書および入札付属書の日付は、作成日という認識でよろしいですか。	No.20のとおり
84	入札書を入札付属書とあわせて封かんする際、封印について指定がございますか。	No.51のとおり

85	<p>燃料費調整額について、「燃料費調整額、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める供給条件等によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃約は不可との認識で相違ないでしょうか。）</p>	お見込みのとおりです
86	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の熱料費等調額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。</p>	予定していません
87	<p>入札付属書の力率割引・割増欄には100%と入力してありますが、注3に記載のとおり、力率割引を適用する場合は、仕様記載の平均予定力率100%を用いて入札金額を算定（力率割引・割増欄を85%に修正）する認識で相違ありませんか。</p>	お見込みのとおりです
88	<p>弊社では燃料費等の調整による料金単価の変動といった仕組みを取り入れておりません。</p> <p>仕様書では「その他定めのない契約条件については、中国地方の一般電気事業者が定める電気契約要綱等による。」、と記載がございしますが、弊社のように燃料費等の調整がない事業者が落札した場合には燃料費等の調整を行わないということで応諾いただけますでしょうか。</p> <p>また契約書（案）の第2条において燃料費調整額、市場価格調整単価は乙（落札者）の約款に従うことになっておりますが、弊社の約款にはこれらの項目の記載がございません。</p> <p>燃料費等の調整を行わないことで燃料市況の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定（完全に固定化）することにより予算管理にも貢献できるかと思えます。</p> <p>ご検討いただけますと幸いです。</p>	燃料費等調整を行わない料金制度での入札及び契約締結はできません

89	<p>弊社は入札適合条件を満たす”実質再生可能エネルギー比率50%”で供給をいたします。そのため、『環境配慮条件に関する点数等報告書』に記載する調整後排出係数は、事業者全体の数値ではなく、“実際に供給する電力”である「メニューA」の数値を適用することとなりますので、予めご了承くださいののですがよろしいでしょうか。</p>	<p>本入札における「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、環境省が示している「電力需給契約（裾切り方式）における仕様書（例）」の定義に準じ、次の数値としています。</p> <p><定義></p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。 <p>以上の定義から、「メニューA」の数値ではなく、御社の事業者全体の数値を適用ください。</p>
----	---	--

2回目

91	入札書の日付のご指定(例: 開札日)等はございますか。	指定はありません
92	自家発補給電力の契約はありますか。 ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。 自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。	No.19のとおり
93	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	
94	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました
95	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知しました
96	送電開始日は計量日と同日でしょうか。 相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。 ご了承いただけますでしょうか。	同日です
97	計量日が1日以外の場合は、 年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。 また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	
98	電気料金の計算は需要場所単位に行います。 需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか	承知しました
99	自動検針装置の有無について【無】とございますが、本案件については自動検針でも検針が可能のため、自動検針装置は設置されているという認識でよろしいでしょうか。 未設置の場合供給開始までに日数を要します。 落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	承知しました
100	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。 契約書の内容を変更することが難しい場合、 協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	No.67のとおり
101	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますか。	指定はありません
102	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	No.85のとおり

103	<p>弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承くださいませか。</p> <p>ご了承くださいない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	承知しました
104	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	No.88のとおり
105	<p>契約書案第2条4項「燃料費調整額、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める供給条件等による」とございますが、弊社としては中国地域を管轄する旧一般電気事業者(中国電力株式会社)が特定規模需要に対して定める電気契約要綱(高圧受電)の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ないでしょうか。上記対応が不可能な場合は入札への参加が出来かねる場合がございます。</p>	問題ありません
106	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に決定します。
107	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。</p>	問題ありません
108	<p>落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承くださいませでしょうか。</p>	双方協議の上、決定いたします。
109	<p>入札説明書11(5)落札決定の際の審査につきまして、落札候補者に対し、参加申出書提出時の審査とは別で審査が行われるということなのでしょうか。また、落札後に別途提出が必要な資料はございますでしょうか。提出期限および提出方法(メール、原本郵送等)についてもご教示ください。</p>	<p>再度審査をします。</p> <p>落札後、契約保証金免除の希望があれば、速やかに書類の提出が必要となります。原則郵送での提出となります。</p>
110	<p>入札保証金及び契約保証金について、免除を希望する場合、必要な提出書類はありますか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。</p>	No.70のとおり
111	<p>弊社では支払義務発生日(計量日)の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。</p>	承知しました